

斑蛇口湖の湖面等の利用について

斑蛇口湖の湖面等の利用について、利用者が気持ちよく利用できるためには、利用者の皆様のご理解とご協力が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

菊池川漁業協同組合との協定や漁業権などについて

① 協定書について(協定書の抜粋)

(利用計画等)

- 菊池市は、湛水区域への施設の設置及び湖面を利用するに当たっては、漁業法に基づく漁業権が菊池川漁業協同組合(以下「菊池川漁協」という。)に存在するため年度末に菊池川漁協と協議を行うものとする。
- 菊池市は、湖面環境に影響するおそれがある事業、施設の増築及び拡張等の事業計画がある場合は、速やかにその内容を菊池川漁協に報告し協議を行うものとする。
- 菊池市は、ボート競技以外の湖面利用についても、その内容を菊池川漁協に報告し協議を行うものとする。

(利用期間)

- 菊池市がボート競技大会及び練習に利用する期間は、毎年4月1日から10月31日まで(※1)とする。
- (※1)以外の期間の利用については別途協議するものとする。地元菊池市の小学生、中学生、高校生の練習についても同様とする。

(罰則)

- 菊池市がこの協定に違反したときは、その時点でこの協定書の効力を失う。
- 前述の場合、菊池市は、菊池市が常設したボートコース等の使用については、速やかに中止する。

② 漁業権について(漁業法)

- 漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利です。
- また、「漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。」とされています。
- なお、漁業とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業のことです。
- 漁業権免許を受ける条件として、種苗の放流や産卵場造成等の繁殖保護活動に取り組み、水産資源の維持・管理に努めなければならないとされており、そのため、漁協は、遊漁者から「遊漁料」として徴収した資金などにより、増殖計画に基づいた魚等の繁殖保護活動に取り組んでいます。
- 漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為については、罰則が規定されています。

③ 湖面の占有は、河川法に基づき菊池市が菊池川漁協との協議が整った上で、国土交通省から許可を受けているものです。

④ 竜門ダム湖漕艇場建設に伴う菊池川漁協との協議(抜粋)

- 漁業権が存しており、湛水区域に施設を設置するに当たっては、漁業権者である菊池川漁協との事前協議、並びにダム管理者の許可が必要であり、湖面の利活用に当たっても同様である。
- 浮き桟橋については釣り場など多目的に利用できるよう検討する。
- 水面利用に当たっては、その水域・期間・時間等を事前に協議を行う。
- その他毎年定期的な協議の場を設け、関係機関の連絡調整を行うよう努める。

湖面利用について

- ボート競技を目的として湖面を利用する場合は、別紙「斑蛇口湖 湖面(ボート場)利用の手順書」を参考に、事前に社会体育課へ申請してください。
- 棧橋は、誰でも利用することができる場所です。遊漁者をはじめ、他の利用者へ配慮し、周りに十分注意し、お互いが安全で気持ちよく利用できるよう努めてください。
- ワカサギ釣りについて…釣りシーズンは、11月頃から3月頃までで、年間に約500人の方々が、県内外から斑蛇口湖を訪れ、遊漁券を購入し釣りを楽しまれています。
- 大会などでの動力船の利用については、申請時に申し出てください。使用の際は、オイル漏れに注意し、また他の利用者との事故等のトラブルを避けるため、棧橋付近は、低速走行してください。レジャーでの動力船の使用はできません。
- 事故等のトラブル発生などの緊急時は、至急、菊池市斑蛇口湖艇庫兼研修センターを管理している業者、若しくは市へ連絡してください。担当者へつながる体制を整えています。
(緊急連絡先) 菊池市役所 電話0968-25-7111(代表)
- ボート競技の練習、大会のスケジュールについては、菊池市のホームページで確認することができます。



※ スマートフォンで読み込んでください。菊池市のホームページへ移ります。

- 利用後は、ゴミを残さないようにしてください。
- この内容は、状況に合わせて見直しや拡充を図っていきます。運用や普及にご協力をお願いいたします。
- その他、詳しくは、社会体育課までお問合せください。

お問い合わせ

菊池市教育委員会 社会体育課 電話 0968-25-7234